

○佐賀県警察非常通報装置取扱要領の制定について（例規）

平成16年2月4日

／佐本地発第28号／佐本生企発第57号／

改正 平成23年3月佐本企発第102号

金融機関や公共的施設が犯罪の対象となった場合は、社会的反響が大きいところから、犯罪の未然防止と犯人の早期検挙を目的として、非常通報装置（緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報を予め記録された音声又はデータにより通信指令課に送信するための装置をいう。以下同じ。）を設置し、運用してきたところである。非常通報装置による通報は、迅速かつ的確に対応する必要があり、また誤報等の多発は、通信指令業務に支障が生じるおそれがあることから、今後は、別添により実施することとしたので、非常通報装置の適正な設置及び運用を期されたい。

なお、非常通報装置の取扱いについて（通達）（昭和52年佐警本例規（外）第15号）は、廃止する。

別添

佐賀県警察非常通報装置取扱要領

1 目的

この要領は、非常通報装置の設置基準及びその手続を定めることにより、非常通報装置の実態を把握し、もって非常通報装置の効果的な運用を図ることを目的とする。

2 非常通報装置の要件

非常通報装置又は非常通報装置による通報は、次に掲げる要件を満たし、かつ、通信指令業務に支障がないと認められることを要件とする。

- (1) センサー等による感知により自動的に通報する装置ではないこと。
- (2) 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えた装置であること。
- (3) 通信指令課において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、当該装置による通報であること及び当該通報の発信地を認識することができること。
- (4) 通信指令課において、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができること。

3 非常通報装置の設置対象施設

非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯・安全確保のための措置がとられている金融

機関、郵便局、学校、児童福祉施設その他の公共的施設、重要防護対象又はこれに準ずる施設のうち、当該施設において事案が発生した場合の被害の程度及び社会的影響、当該施設周辺の治安状況、通信指令課における受理体制等の事情を総合的に勘案して、非常通報装置の設置が適当であると認められるものに設置するものとする。

#### 4 非常通報装置の申請、確認等

##### (1) 設置申請

非常通報装置の設置申請は、非常通報装置を設置する施設（以下「設置施設」という。）の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して行わせるものとする。

##### (2) 申請書の受理

(1)の申請の受理に当たっては、非常通報装置設置申請書（別記様式第1。以下「申請書」という。）2部のほか、次に掲げる書類を提出させるものとする。

ア 設置施設付近の見取図 2部

イ 設置施設内部の平面図（非常通報装置の取付位置を表示したもの。） 2部

##### (3) 調査、報告等

署長は、(2)により申請書を受理したときは、非常通報装置に関する調査書（別記様式第2。以下「調査書」という。）に定める事項について調査、指導を行った上、生活安全部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）を経由して、本部長に報告するものとする。

なお、調査時において、設置予定施設が新築等の理由により、調査書に定める事項のすべてについて実地調査ができないときは、設計図、計画書等により判断するものとする。

##### (4) 確認

(3)により報告を受けた本部長は、上記2の要件を満たし、かつ、上記3の施設に該当することを確認するものとする。

##### (5) 条件の付与

(4)の確認の決定通知は、非常通報装置設置確認書（別記様式第3。以下「確認書」という。）の交付をもって行うこととし、かつ、非常通報装置による通報は、緊急通報を行うべき事案が発生した場合であって、通常の緊急通報を行うことが困難であるときに限って使用するものであること、及び必要に応じて非常通報装置の設置及び運用並びに施設の防犯・安全確保に関して適当と認められる条件を付すものとする。

##### (6) 確認書の交付及び不対応の通知等

ア 通信指令課長は、確認の決定があったときは、署長を経由して、確認書を申請者に交付するものとする。この場合、申請者に対し確認条件を厳守するよう指導するものとする。

イ 通信指令課長は、確認の決定が行われなかったときは、署長を経由して、非常通報装置不対応通知書（別記様式第4）を申請者に交付するとともに、申請書を返却するものとする。

#### (7) 運用開始届出等の受理及び開通試験の実施

署長は、設置者が非常通報装置の運用を開始するときは、その5日前までに、非常通報装置運用開始届（別記様式第5）及び非常通報装置設置カード（別記様式第6）をそれぞれ2部提出させ、1部を通信指令課長を経由して本部長に送付するとともに、運用開始前に通信指令課長の指導により開通試験を実施させるものとする。

#### 5 非常通報装置変更届の受理

署長は、非常通報装置の設置者（以下「設置者」という。）から申請書又は添付書類の記載事項（「機器の形式」を除く。）に係る変更申出を受けたときは、非常通報装置変更届（別記様式第7）を2部提出させ、1部を通信指令課長を経由して本部長に送付するものとする。

#### 6 非常通報装置の廃止

署長は、設置者から非常通報装置の廃止申出を受けたときは、非常通報装置廃止届（別記様式第8）を2部提出させ、1部を通信指令課長を経由して本部長に報告するものとする。

#### 7 非常通報装置設置台帳の備付け

通信指令課長及び署長（以下「通信指令課長等」という。）は、確認の決定があった申請書をそれぞれ保管するとともに、非常通報装置設置台帳（別記様式第9）に登載し、変更届及び廃止届の受理等の都度、整理しておくものとする。

#### 8 非常通報装置の保守管理

署長は、非常通報装置の機能を良好に維持するため、設置者に対し、設置施設ごとに運用責任者を配置させるものとする。また、通信指令課長等は、開通試験及び非常通報装置による通報を適切に行わせ、誤報等を防止するために必要な措置を講じるほか、非常通報装置の構造等につき十分な知識を有する者の保守点検を定期的を受けさせるものとしその結果を記載した書面を保管させるものとする。

#### 9 誤報等に対する措置

通信指令課長は、非常通報装置による誤報等があったときは、運用責任者に対し、当該誤報等の原因を究明し、再発防止のための措置を講じた上、その結果を非常通報装置誤報等措置報告書（別記様式第10）により署長を経由し、本部長に報告させるものとする。

#### 10 非常通報装置の廃止要求及び不対応の通知

本部長は、設置者又は運用責任者が非常通報装置の設置及び運用並びに設置施設の防犯・安全確保等に関し、通信指令課長等が行う指導に従わないときは、設置者に対し、当該装置の廃止を求め、設置者が廃止の指導に従わないときは、当該装置による通報には対応することができない旨通知するものとする。

#### 11 運用上の留意事項

- (1) 通信指令課長等は、設置者及び運用責任者に対し、非常通報装置の設置及び運用に係る手続について、あらかじめ十分に説明すること。
- (2) 通信指令課長等は、非常通報装置に係る申請の内容が最新の情報に更新されているか等、非常通報装置の設置状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報に迅速かつ的確に対応することができる体制になっているか等について検証すること。
- (3) 通信指令課長は、非常通報装置による通報及び誤報等の件数、非常通報装置の運用状況等を定期的に確認し、非常通報装置の運用状況、誤報による通信指令業務の支障状況等について検証すること。

#### 12 非常通報に対する措置

非常通報を受理した通信指令課は、直ちに確受信号を送信するとともに、警察官を急行させて初動捜査その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 13 その他

この通達が発出される以前に設置された非常通報装置及びこれに相当する装置（特定郵便局に設置している通報装置を含む。）は、この要領の非常通報装置として取り扱うものとする。

別記様式第1

非常通報装置設置申請書

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

申請書 住所  
氏名 印

非常通報装置設置についての確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。  
記

1 設置施設名

2 設置施設の所在地

3 機器の形式

4 施工者

電話( ) 局 番

5 運用責任者

電話( ) 局 番

6 保守点検者

7 通報録音文

8 接続電話番号 ( ) 局 番

連絡電話番号 ( ) 局 番

9 運用開始予定日

年 月 日

10 添付書類

(1) 設置施設付近の見取図

(2) 設置施設内部の平面図(非常通報装置の取付位置を表示したもの。)

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

警 察 署 長 印

非常通報装置に関する調査書

年 月 日付、に係る非常通報装置設置申請につき調査した結果は、下記のとおりであるから報告する。

記

申請者		住所	
		氏名	電話
設置施設の所在地 設置施設名			
確認事項	1 設置対象施設の 該当性		
	2 非常通報装置の 要件	1 センサー等による感知により自動的に通報する装置ではない。	適・否
		2 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えた装置である。	適・否
		3 通信指令課において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、当該装置による通報であること及び当該通報の発信地を認識することができる。	適・否
		4 通信指令課において、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができる。	適・否
非常通報装置	通報用ボタンの数、取付位置の適否	営業室	
		その他の場所	
	警報・確認ランプの数、取付位置の適否		
付加装置の種類、数、取付位置の適否	事件が発生したことを他の多くの従業員に同時に周知させることができる装置（ランプ、ブザー等）	営業室	
		有人電話交換室	
		その他の場所	
	逆信受理電話機	営業室	
	その他の場所		
	営業室内の事件内容を具体的に把握することができる装置（テレビ、透視鏡等）		
非常通報装置以外の防犯装置			
防犯上からみた付近の状況			

別記様式第3

第 号 年 月 日	
様	
佐賀県警察本部長	
非常通報装置設置確認書	
年 月 日付申請に係る非常通報装置の設置については、下記のとおり確認 します。 (下記条件を遵守してください。)	
記	
1 非常通報装置設置施設名	
2 確認年月日	
条 件	1 非常通報装置による通報は、緊急通報を行うべき事案が発生した場合であって、 通常の緊急通報を行うことが困難であるときに限って行うこと。 2 非常通報装置の機能を良好に維持するため、定期的に保守点検を受け、その結果 を記載する書面を保管すること。 3 非常通報装置による誤報等があった場合は、当該誤報等の原因を究明し、再発防 止のための措置を講じた上、その結果を記載した書面を報告すること。 4 運用責任者は、開通試験及び上記2、3の事務を行うとともに、非常通報装置の設 置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関する警察本部通信指令課長及び所 轄警署長の指導に従うこと。

別記様式第4

非常通報装置不対応通知書

年 月 日

様

佐賀県警察本部長 印

年 月 日付の に係る非常通報装置設置申請については、下記の理由により、当該装置による通報には対応できないので通知します。

記

通報に対応できない理由

別記様式第5

非常通報装置運用開始届

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

設置者 住所  
氏名 印

年 月 日に確認を受けた の非常通報装置は、次により開通試験  
を実施し、運用を開始します。

記

- 1 開通試験日  
年 月 日
- 2 運用開始日  
年 月 日

別記様式第6

非常通報装置設置カード

非常通報装置設置施設付近の見取図	
非常通報装置設置施設建物の平面略図	
設置施設名	
所在地	
運用責任者	
電話番号	接続( ) 局 番、連絡( ) 局 番

別記様式第7

非常通報装置変更届

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

設置者 住所  
氏名

印

下記事項について変更したいので、お届けします。

記

- 1 設置施設名
- 2 設置施設の所在地
- 3 変更の理由
- 4 変更事項

注 「設置施設付近の見取図」等の添付書類の変更については、当該図面を添付すること。

別記様式第8

非常通報装置廃止届

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

設置者 住所  
氏名 印

非常通報装置を次のとおり廃止したので、お届けいたします。  
記

- 1 廃止年月日
- 2 設置施設名
- 3 設置施設の所在地
- 4 機器の形式等
- 5 廃止の理由



別記様式第10

非常通報装置誤報等措置報告書

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

運用責任者 住所  
氏名

印

非常通報装置による誤報等について、次のとおり原因を究明し、再発防止の措置を講じたので報告いたします。

設置施設名			
設置施設の所在地			
本機形式		保守点検者	
発生年月日			
誤報等の原因			
事後措置			

- 別記様式第 1
- 別記様式第 2
- 別記様式第 3
- 別記様式第 4
- 別記様式第 5
- 別記様式第 6
- 別記様式第 7
- 別記様式第 8
- 別記様式第 9
- 別記様式第 10